競争的研究資金に関するヒアリング質問事項（回答）

省庁名：農林水産省

当省における競争的研究資金については、農林水産分野における基礎・応用研究から、政策性を重視した現場直結型の技術開発まで実施している。これらの課題採択をはじめとする制度の運用は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成17年3月29日 内閣総理大臣決定）」及び「科学技術基本計画（平成18年3月28日 閣議決定）」を踏まえ別途定めている「農林水産省における研究開発評価に関する指針」に基づき評価を行っている。

質問事項に対する回答は、以下のとおり。

1．評価基準について （1）貴省の所管される競争的研究資金の評価方法、評価基準をお示しいただきたい。

（回答）

1　評価方法、評価基準については、各事業の応募要領等に明記している。具体的には次のとおり。

2　評価方法については、事前（課題採択時）・中間・事後において、複数の外部専門家等で構成される評価会により行っている。課題採択に係る事前評価については、一次審査（書類審査）及び二次審査（面接審査）をもって行っている。

3　評価基準については、「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点から、各々「科学的・技術的意義、社会的・経済的意義」等、「研究計画・実施体制の妥当性」等、「目標の達成可能性、研究成果の波及性」等を評価項目として、3～5段階の評点をもって評価している。

（2）評価の運営において客観性、公平性を担保するために行われていることがあればお示しいただきたい。

（回答）

各事業の評価実施要領等に基づき、次のような運用を行い、評価の客観性、公平性を担保するよう努めている。

① 評価における利害関係者の排除

〔利害関係者の範囲〕

（ア）当該研究課題の担当者と、同一の民間企業又は大学、独立行政法人等の研究機関における同一の学科、研究所等に所属する場合

（イ）当該研究課題の研究課題担当者と親族関係にある場合

（ウ）その他、事務局が公正な判断を行うに当たって適当ではないと判断した場合

② 評価者に対する評価内容の守秘の徹底

評価者は、研究課題の評価により知り得た情報について、外部に漏らし、又は自身の研究に利用してはならない旨を規定

③ 中間評価及び事後評価における研究成果についての論文数、特許数等による定量的な把握

④ 評価者名、評価結果及び研究成果等に関するインターネットを利用した公表

2．研究効率について
（1）配分した研究費と達成された成果の関係について検証されているかをお示しいただきたい。

（回答）

研究成果の普及・活用状況の把握を行うため、平成18年度より試行的にフォローアップ調査を実施している。

（2）上記（1）について検証されている場合はその検証方法についてお示しいただきたい。

（回答）

1　フォローアップ調査については、研究終了後一定期間が経過した研究課題について、研究実施機関を対象に調査票を送付・回収することにより行っている。

2　具体的には、

①　当該研究成果について、成果が普及・活用されているか

②　成果が普及・活用している場合、その実績（特許許諾件数や技術移転の状況）

等を調査内容としている。

3．審査・評価者の選定について
（1）審査・評価者の選定基準・選定方法についてお示しいただきたい。

（回答）

審査・評価者の選定に当たっては、

① 事業に係る研究課題について十分な評価能力を有し、かつ公正な立場から評価を行うことができる者であること

② 氏名及び所属並びにその者が行う評価結果の内容の公表について予め同意している者であること

の条件を満たす者について、研究経歴、研究業績を判断した上で、評価者を選定している。

（2）選定の運営において客観性・公平性を担保するために行われている事があればお示しいただきたい。

（回答）

評価者の選定に当たって、

① 特定の所属研究機関や研究分野に偏らないよう配慮

② 評価者の任期の設定

③ 評価者名について評価終了時におけるインターネット上での公表

といったことにより、客観性・公平性を確保するよう努めている。

（3）審査・評価者および採択された研究者について以下の点をお示しいただきたい。

（回答）

① 以下、ア．～エ．の割合

ア．旧帝大及び東工大所属者・出身者　　イ．私立大学の所属者・出身者

ウ．地方国立大学所属者・出身者（アを除く）　　エ．公立大学の所属者・出身者

○審査・評価者

（平成18年度　評価委員　全109名）

ア．旧帝大及び東工大所属者22％（24名）

イ．私立大学の所属者　6％（7名）

ウ．地方国立大学所属者　23％（25名）

エ．公立大学の所属者　4％（4名）

○採択された研究者

（直近の採択課題の研究代表者　全114名）

ア．旧帝大及び東工大所属者　9％（10名）

イ．私立大学の所属者　4％（5名）

ウ．地方国立大学所属者　14％（16名）

エ．公立大学の所属者　2％（2名）

② 所属大学における役職の割合（教授、准教授、助手等）

○審査・評価者

（平成18年度評価委員のうち大学等に所属する者　60名）

ア．教授相当　92％（55名）

イ．准教授相当　8％（5名）

ウ．助手相当（講師を含む）　0％（0名）

○採択された研究者

（直近の採択課題の研究代表者のうち大学等に所属する者　全33名）

ア．教授相当　52％（17名）

イ．准教授相当　42％（14名）

ウ．助手相当（講師を含む）　6％（2名）

③　年齢構成

○審査・評価者

（平成18年度評価委員　109名）

ア．40歳未満　2%（2名）

イ．40代（40～49歳）　5%（5名）

ウ．50代（50～59歳）　42%（46名）

エ．60歳以上　51%（56名）

○採択された研究者

（直近の採択課題の研究代表者　全114名）

ア．40歳未満　21%（24名）

イ．40代（40～49歳）　40%（46名）

ウ．50代（50～59歳）　35%（40名）

エ．60歳以上　4%（4名）

4．審査・評価における利害関係者の排除について

審査・評価者と被審査・被評価者の間に、①同じ研究機関に所属している、②過去5年間で論文の共著者となっている、③博士号又はポスドク時の指導者、という関係がある事例があればお示しいただきたい。

（回答）

1　①～③のうち、①については、課題申請書により内容の確認が可能である。②及び③については、当該書類での確認は困難である。

2　なお、審査等に当たり評価委員と特定の被評価者の間に利害関係が生じる場合には、評価実施要領等により評価を辞退する運用を評価者に対し徹底している。

5．研究費の使途について

研究費の使途に関するルールについてお示しいただきたい。

（回答）

研究費の使途については各事業の応募要領に明記している。具体的には、試験研究費、研究員旅費、人件費等の費目より構成される直接経費の他、研究機関の管理部門に係る経費等、研究遂行に間接的に必要な経費を間接経費として、直接経費の30％以内を上限に計上可能としている。